

大田区文化芸術推進協議会運営要綱

平成 28 年 3 月 31 日 27 観国発 第 12374 号 区長決定
改正 平成 29 年 8 月 7 日 29 観文発第 10534 号 区長決定
改正 令和 6 年 9 月 12 日 6 ス文発第 10644 号 区長決定
改正 令和 7 年 3 月 19 日 6 ス文発第 11380 号 区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区付属機関の設置等に関する条例(令和 7 年条例第 2 号)の規定に基づき、大田区文化芸術推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会の委員は、区長が任命又は委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 文化芸術の推進に熱意と関心のある区民公募委員 | 2 人以内 |
| (2) 文化団体に所属し現に活動している区民 | 1 人 |
| (3) 自治会町会関係者 | 1 人 |
| (4) 学識経験者 | 3 人以内 |
| (5) 公益財団法人大田区文化振興協会事務局長 | 1 人 |
| (6) 区議会議員 | 2 人以内 |
| (7) 地域未来創造部長 | 1 人 |
| (8) 地域未来創造部担当部長 | 1 人 |
| (9) その他区長が必要と認める者 | 2 人以内 |

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会長が必要と認めた場合は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）に接続して会議に参加することにより、出席したものとみなすことができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。（意見の聴取等）

第5条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、区職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域未来創造部文化芸術推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。